主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

本件抗告の申立は、民訴四一九条ノニを根拠とするものであるけれども、最高裁判所のなした決定に対しては、更に抗告を申立てることは許されない。よつて本件抗告は不適法として却下すべく、抗告費用は抗告人に負担させることゝし、主文のとおり決定する。

昭和二五年一一月三〇日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	齌	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹治	郎
裁判官	岩	松	=	郎